7の5　政府による管轄権の行使

7.22　国の部隊の軍事要員及び文民要員は、日本国の関連の法律及び規則に従い、それらの要員がMINUSTAHの軍事部門に配置されている間に実行した疑いのある犯罪について政府の専属的な管轄権に服する。政府は、国際連合に対し、当該犯罪について当該管轄権を行使することを保証する。

7.23　政府は、更に、国際連合に対し、国の部隊の隊員がMINUSTAHの軍事部門に配置されている間に実行した犯罪に至らない全てのその他の不当行為又は重大な不当行為について、必要な限度において、懲戒の管轄権を行使することを保証する。

7の6　責任

7.24　国際連合の行政的調査又は政府の適当な当局によって実施された調査のいずれかにより、国の部隊の隊員による不当行為又は重大な不当行為についての申立てに十分な根拠があると判断された場合には、政府は、適正な措置のため政府の適当な当局にその事案が送付されることを確保する。政府は、当該適当な当局が類似の他の犯罪又は規律違反について行うのと同様の方法により当該適当な当局が日本国の関連の法律及び規則（懲戒に関する関連の規則を含む。）に従って決定を行うことに同意する。政府は、国際連合事務総長に対し当該事案の結果を含む進捗状況を定期的に通報することに同意する。

7.25　適正な手続による国際連合の行政的調査又は政府の適当な当局によって実施された調査により、次の(a)から(c)までに掲げる事項について国の部隊の長による不履行の疑いがあると判断された場合には、政府は、適正な措置のため政府の適当な当局にその事案が送付されることを確保する。これらの事項の履行については、国の部隊の長の勤務評定において評価する。

(a)　7.14による国際連合の行政的調査に協力すること（ただし、国の部隊の長が単に日本国の関連する法律及び規則に従ったために不履行となった協力を除くことが了解される。）又は政府の適当な当局によって実施された調査に協力すること。

(b)　効果的な指揮及び統制を行うこと。

(c)　国の部隊の長に対して報告された不当行為又は重大な不当行為の容疑であって十分な根拠があるものについて、政府の適当な当局に対し速やかに報告すること又は措置をとること。

7.26　政府は、国の部隊の隊員がかかわる父子関係についての主張に関する事項を解決する重要性を了解する。政府は、日本国の関連の法律及び規則の範囲内において、国際連合から提出される当該主張の政府の適当な当局への送付を容易にするように努める。日本国の関連の法律及び規則において、国際連合に当該主張を提出する法律上の能力が認められない場合には、当該主張については、適当な手続に従い、受入当局から政府に対して提出する。国際連合は、必要な決定的な証拠（日本国の関連の法律及び規則に定めのある場合には子のDNAのサンプル等）が当該主張に添付されることを確保しなければならない。

7.27　国際連合は、国の部隊の規律及び秩序を維持する国の部隊の長の義務に留意し、国際連合と政府との間のこの了解に従い国の部隊がMINUSTAHに配備されることを司令官を通じて確保する。この了解の範囲外の配置転換は、適当な国内手続に従い、政府又は国の部隊の長の同意を得て行われる。

特定の条件

8.1　環境条件係数は、この了解の下での支払月額に対し一・一〇パーセントとする。

8.2　高負担活動条件係数は、この了解の下での支払月額に対し一・三〇パーセントとする。

8.3　敵対行為・緊急放棄係数は、この了解の下での整備に係る支払月額の半分に対し一・〇〇パーセントとする。

8.4　両当事者は、日本国における出国の空港又は港と任務地域における入国の空港又は港との間の距離は約一万五千七百六十三・八五キロメートルとすることを確認する。長距離輸送係数は、この了解の下での支払月額に対し四・五パーセントとする。

8.5　要員及び装備品の移動のための輸送を手配する目的のため、合意された出入りの空港又は港は、次の場所とする。

(a)　要員について

要員の日本国における出入りの空港又は港は、部隊交替ごとに、両当事者によって定められる。要員の任務地域における出入りの空港又は港は、ハイチのポルトープランスとする。

要員は、政府が指定する他の場所に帰還することができるが、国際連合が負担する経費の上限は、日本国における合意された入国の空港又は港までの経費とする。交替時に要員が異なる空港又は港から出発する場合には、これらの要員につき、当該空港又は港を合意された出発の空港又は港とする。

(b)　装備品について

日本国における装備品の当初の所在地は、日本国の北海道とする。日本国における装備品の積込港及び積卸港は、日本国の横浜とする。任務地域における装備品の積込港及び積卸港は、ハイチのポルトープランスとする。

第三者による請求

9　国際連合は、この了解の下での業務その他の活動の遂行中に、政府が提供する要員又は装備品によって、第三者の財産が亡失し、若しくは損傷し、又は第三者が死亡し、若しくは第三者の身体に傷害が生じた場合には、これらの第三者によるいかなる請求についても、それを処理する責任を負う。ただし、その亡失、損傷、死亡又は傷害が、政府が提供した要員の重大な過失又は悪意によって生じたものである場合には、政府は、当該請求に対して責任を負う。

回復

10　政府が提供する要員又は装備品によって生じた国際連合の所有する装備品及び財産の亡失又は損傷について、その亡失又は損傷が、(a)この了解の下での業務その他の活動の遂行の範囲外で生じた場合又は(b)政府が提供する要員の重大な過失若しくは悪意により生じた場合には、政府は、国際連合に対し賠償する。

補足取極

11　両当事者は、書面によりこの了解の補足取極を締結することができる。

紛争の解決

12.1　両当事者は、いずれかの当事者の要請に基づき、次に定める手続に従い、この了解から生じ、又はこの了解に関連して生ずる紛争を解決するため、直ちに協議する。

(a)　この了解の実施から生じ、又はこの了解の実施に関連して生ずる紛争に関する手続は、二段階の紛争解決から成る。

(i)　両当事者が別段の決定を行わない限り、指名された政府職員及びMINUSTAHの任務支援主任又はその代理が、いずれかの当事者の要請に基づき、友好的な協議を通じ、この了解の実施から生じ、又はこの了解の実施に関連して生ずる紛争を解決するよう試みる。

(ii)　(i)で定めた協議によって紛争が解決されない場合には、指名された政府職員及び国際連合フィールド支援担当事務次長又はその代理が、いずれかの当事者の要請に基づき、友好的な協議を通じ、紛争を解決するよう試みる。